

2020年12月16日

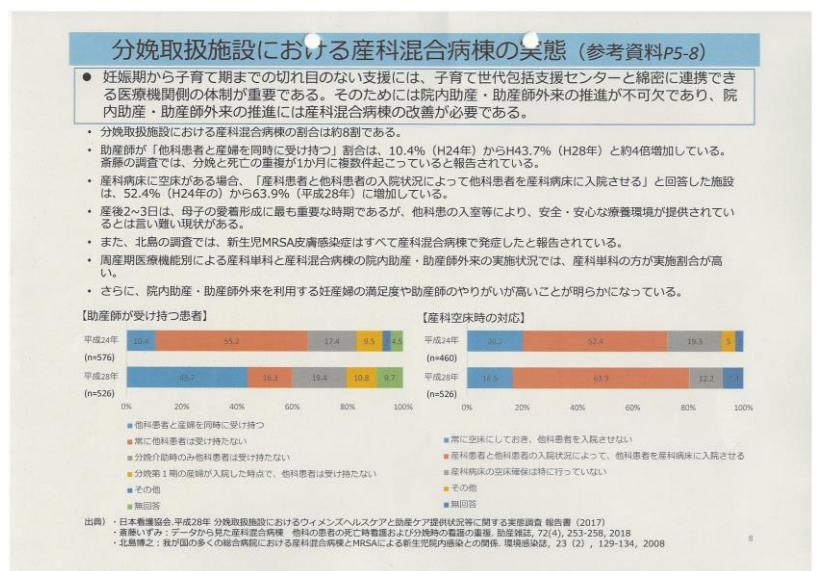
### より安全なお産の実現に向けて「産科混合病棟」の研究成果が、「生育基本法」に盛り込まれることになりました。

現在日本の病院における、お産の約8割は、産科混合病棟で生まれます。内科・外科・小児科・耳鼻科・婦人科などの混在する中の一つの科として「産科」が存在するという位置づけです。ですからお産と、産科以外の患者さんの死亡時の看護や、手術直後の看護、重症児の看護が重複することがあります。

保健学研究科の看護学領域の、齋藤いずみ教授ら母性看護学・助産学分野によるタイムスタディや疫学研究から、年間どれくらい死亡と分娩時の看護が重複することがあるのかを、実証しました。また、小児科医師らは、新生児の感染問題から、産科混合病棟の危険性を実証しました。

これらの研究成果から、この度厚生労働省における会議でこれまで盛り込まれていなかった「産科混合病棟の体制の改善に係る内容」が、※生育基本法の素案に追記されました。

具体的には以下の文であります。



「分娩を取り扱う医療機関について、母子への感染防止及び母子の心身の安定・安全の確保を図る観点から、産科区域の特定などの対応を講じることが望ましい中、医療機関の実情を踏まえた適切な体制の整備を推進する」

※生育基本法とは